

幼稚園・保育所の併設



—広島県昭和園の現況とその問題—

小島文雄

幼な児は、その家庭で温き母の手に愛護せられる。それは自然本来の姿であり、幼児の為に必ず護ってやりたい、まもってやらなければならぬ姿である。小鳥の子でさえその巣に親鳥の翼の下に愛育せられているのではないか。

併し現実の社会は？ 未亡人家庭、共稼家庭等々……、労働、疾病、其の他の余儀ない理由で、昼間は、家にあつても母なき無意味な家、母はあつても子供を見る暇がない。全く家庭的に安定感を得られない悲しい境遇におかれた数多くの

幼児がいる。之が現実なのだ。幼児自身に何の罪がある。人はこれを社会の責任として社会保障制度を考えた。国は幼児福祉法を実施した。そして保育所が生れた。この保育所が生れた所以をおもえば保育所本来の使命は自ら明白となる。

即ち、保育所は家庭に代るべきもの、 母に代るべきもの、 そこはよき家庭であり、よき母の愛情によって養護せられ、家庭的な教育と躾がなされなければならないところであらう。

幼稚園は学校教育の大系の一環とする学校であり、教諭は幼児の教育者である。そこでは人格の完成をめざして幼児の基礎教育を行うところである。すべての幼児は家庭の如何を問はず均しくこの教育を受けさせるべきである。併し今のところ義務教育でない。従って有償である。而も保育時間に必要な時間、即ち四時間を原則とする。保育所を必要とする理由の対象児には、経済上又は境遇上幼稚園への入園は不可能又は不都合である。経済上、境遇上如何にかかわらず教育を受けられるのが教育の機会均等ではないか。

ここに断っておかなければならないこと

は、私の考え方は保育所と幼稚園をあまりにはっきりと割り切り過ぎていように思はれるかも知れないが、之は法律上差別されその使命目的を異にする以上、又殊に二者を共に運営して行く為には、どうしても基本的に一応こうして割り切らざるを得ないのである。

併し幼児は平等である。どの子供も家庭があり母の手に育てられ、その上によき学校でよき教師のもとに教育されなければならぬ。これがなされてはじめて児童の福祉があり教育の機会均等がある。

以上の考え方を基本として幼稚園と保育所を併設する昭和園の現況を述べてみる。

昭和園の現況

一、建物と位置、保育所は寺院境内地に在る建坪二五坪の専用園舎である。純和室風に遊戯室を附してある。幼稚園は寺院境内地に隣接する敷地三六一坪に在る。建物一四三坪、寺院本堂は両者の講堂として使用する。

二、名称、幼稚園、保育所共に昭和園の名称を用いている。之は両者の差別感をなくする為である。

三、設置者 保育所、宗教法人善教寺、幼稚園、学校法人竜松学園

四、園長 保育所幼稚園共に設置者の長である私が兼任。経営上の対立をなくする。

五、主任、之も兼任である。小島可慈子（保母免許状と幼稚園一級免を有す）之の兼任は教育上、感情上の対立をなくする。

六、専任職員 保育所は保母二名（内一名は調理士を兼ねる）、幼稚園は教諭八名、別に雑役婦一名あり。

七、園児定員 保育所二〇名、幼稚園二四〇名（七組編成）

八、保育所児の家庭（三〇年十二月現在）

未亡人家庭一四、共稼の家庭七（内二名は定員外）
外 両親なく老人のみがいる家庭一

九、保育所児の年齢による生活別

終日保育所にある者（満二歳以上四歳未満） 十

一名、幼稚園に通うもの（満四歳以上） 九名、
小学校に通うもの（小学校一年生） 二名、

（小学校児童は共稼家庭で前年から引続き保育所児で、
あったものを定員外として取扱っている。）

保育所児の一日

朝の七時―八時頃、家庭から保育所に送られて、み仏さまに、先生にご挨拶、大きい兄

さん姉さんは「いってまいります」と幼稚園へ、幼い子はお家で先生とお留守番、ママゴト遊び。歌遊び。「ただいまかえりました」と幼稚園から小学校から、兄さんと姉さんが帰って来る。保母の心のこもったおいしいおヤツを、仲よくみんなでいただきます。保育所のお庭で、お家の中で、思い思いにお友達と仲よく遊ぶ。おいたもできます。喧嘩もします。そばではいつまでか先生がみています。五時―六時頃、時には七時頃、なつかしいお母さのお迎え。

朝は早々起こされて朝の食事もそこそこ、母の出勤の途を、保育所に送られて、今



“ 保 育 所 ”

